

保存版

自 治 会 会 則
慶弔に関する取り扱い基準

東海岸北五丁目自治会

東海岸北五丁目自治会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、東海岸北五丁目自治会(以下本会といふ)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は、民主主義の精神に基づく自治会活動を通じ、会員相互の親睦を図るとともに、安全で安心して生活できる地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 広報及び情報の提供と会員相互の連絡に関する事
- (2) 環境衛生・美化に関する事
- (3) 防火・防災及び防犯、交通安全に関する事
- (4) 保健及び福祉に関する事
- (5) 市・関係団体事業の参加と連絡に関する事
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(区域)

第3条 本会の区域は、茅ヶ崎市東海岸北五丁目全体の区域とする。

第2章 会 員

(入会の資格)

第4条 本会に入会できる資格者は、前条の区域内に住所を有する個人(世帯)とする。

(会員)

第5条 本会の会員は、第21条に定める会費を世帯単位で納入しなければならない。

2 会員は、すべて平等な権利と義務を有し、自治会運営に参加しなければならない。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする個人(世帯)は、組長に申し出をしなければならない。

2 本会は、正当な理由なく入会を拒んではならない。

(退会)

第7条 会員が次の各号に該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
- (2) 会員より組長に退会の申し出がなされた場合。

第3章 役 員・組 長

(役員と職務)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
会長は、会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長 2名
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計 2名
会計は、会の会計、経理を司る。

(4) 監事 2名

監事は、会計、経理の事務を監査する。

監事は、他の職務を兼ねることができない。

(5) 地区委員 1地区1名

地区委員は、地区委員会に出席し本会の運営にあたり、組長との連絡にあたる。

地区委員は、自動的に自主防災会の会員も兼務する。

(役員の選出)

第9条 会長、副会長、会計は、地区委員会が推薦により選出し、総会で承認を受ける。

2 監事は、地区単位で順番制をとり、当該地区内組長の推薦により選出する。

3 地区委員は、地区内組長の推薦により選出する。

4 役員の選出は3月に行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は地区委員会の推薦により会長が委嘱し、その任期は会長の在任期間とする。

(組長の職務)

第12条 組長は、地区委員と協力し組内の会員との連絡にあたる。また、会員の代表として総会に出席する。

2 組長は、自動的に自主防災会の会員も兼務する。

(組長の選出及び任期)

第13条 組長は、各組ごとに会員の順番制により1名を選出する。ただし、高齢、病気、その他特別の事情によりその職責を果たすことができないと申し出た会員は、免除され順送りすることができる。

2 組長の任期は、1年とする。

第4章 会議

(会議の種別)

第14条 本会の会議は、総会、地区委員会とする。

(総会)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は会計年度終了の日から、60日以内に開催する。

2 臨時総会は、会員の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して要求があった場合、要求日から30日以内に開催する。

3 総会は、役員と組長の出席をもって開会する。

4 総会は、会長が招集する。

5 総会の議長は、出席者の互選により定める。

6 総会は、組長の3分の2（委任状提出者を含む）以上の出席をもって成立し、決議は、出席した役員と組長の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、全て公開とし、会員は自由に傍聴することができる。

(総会の審議事項)

第 16 条 総会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業報告及び会計報告の事項
- (2) 事業計画及び会計予算の事項
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の承認
- (5) その他本会の重要事項に関すること

(総会の議事録)

第 17 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 審議事項、決議事項、議事の経過及びその結果

(地区委員会)

第 18 条 地区委員会は、原則毎月会長が招集し、会の運営に必要な事項を決定する。

- 2 地区委員会は、会長、副会長、会計、地区委員及び会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 地区委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 議決には 3 分の 2 以上の出席を要し、議事の成立は出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 5 章 会 計

(会計)

第 19 条 本会の事業を遂行するために必要な経費の財源は、次による。

- (1) 会員が納入する会費
- (2) 交付金及び手数料
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 寄付金その他

(資産の管理)

第 20 条 本会の資産は、会長が管理し、年度中間で資産状況を地区委員会に、報告しなければならない。

(会費)

第 21 条 会費は世帯あたり月額 100 円とする。会費の納入は年 1 回とし、年度始めに組長が組内の会費を取りまとめ、地区委員を経て会計に納入するものとする。

- 2 会費の額を変更する場合は、総会の決議を経て行うものとする。
- 3 年度途中の入会員の会費は、当該月からとして納入する。
- 4 退会会員の会費返戻は、退会月の翌月から起算し年度末までの残存月数とする。

(事業計画及び予算)

第 22 条 本会の事業計画及び予算は、総会の決議を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合は、会長は前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 23 条 本会の事業報告、収支決算は、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならぬ。

(会計年度)

第24条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 雜 則

第25条 本会則の改廃は、総会の出席者(委任状提出者を含む)の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第26条 会長は、必要あるときは部会(班等)をもうけることができる。

第27条 慶弔・見舞いに関する事項は、地区委員会で決めることとする。

附則： この会則は、平成15年5月24日から施行する。

この会則は、平成25年4月20日から一部改訂し施行する。

この会則は、令和3年4月25日から一部改訂し施行する。

慶弔に関する取り扱い基準

第1条 この取り扱い基準は、会員相互の親睦を深めるため、会則第2条及び第27条に基づき、慶弔に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(長寿祝い)

第2条 次条に定める年齢及び区分に該当した、会員及び同一世帯の家族に、長寿祝いの金券又は記念品を「敬老の日」に贈呈する。

第3条 長寿祝いの対象年齢と区分は、次のとおりとする。

- ①対象年齢は、満75歳以上の者
- ②満75歳の対象者は、当事業年度の敬老の日までに、誕生日をむかえた者とする。

第4条 会長は、「敬老の日」までに長寿祝いの該当者を確認し、贈呈品を準備する。当該地区委員及び組長は、地区内での取り扱い方法等を相談のうえ、贈呈品を会員宅に届ける。

第5条 長寿祝いに係わる総費用は、年会費の15%以内とし、その内容は地区委員会で決める。

(弔慰金)

第6条 同一世帯の家族が死亡したとき、弔慰金は一律3,000円とする。

第7条 地区委員及び組長は、担当地域内での訃報に接したときは、速やかに会長に連絡する。

第8条 弔慰金は、当該地区委員と組長が相談し、原則、何れかが自治会代表として靈前に供える。

(基準の改廃)

第9条 この取り扱い基準の改廃は、地区委員会が決定する。その内容は速やかに会員に通知し、定時総会に報告をする。

第10条 長寿祝い及び弔慰金の差し出し名は、東海岸北五丁目自治会とする。

第11条 この取り扱い基準に定めがないものは、必要により会長が決める。

附則： 基準は、平成15年5月24日から施行する。

平成30年6月24日から一部改訂（7条：連絡期限の追加）し施行する。

令和3年4月25日から一部改訂し施行する。